

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）について（概要）」に対するパブリックコメントの御意見等の要旨

1 概要

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）について、以下のとおり意見募集を行い、意見募集期間中に 32 通（83 件）の意見が提出された。なお、本件に関係のない御意見も 15 件いただきました。

- (1) 意見募集期間：平成 30 年 7 月 27 日から平成 30 年 8 月 26 日まで
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

2 御意見

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」中の「第一 労働安全衛生規則の一部改正」に示す各号ごとに、パブリックコメントにより頂戴した御意見等を分類したものの。

(1) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）について：78 件

御意見等の要旨	件数
1 「五 事業者は、かかり木の処理において、労働者に、かかり木にかかっている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならず、また、労働者はこれらを行ってはならないこととすること。」に係る御意見等	15
(1) 元玉切り	11
元玉切りを禁止すべきとする御意見	10
・ かかり木の「元玉切り」による処理については、林業・木材製造業労働災害防止規程では禁止事項となっており、「元玉切り」を起因とする災害が発生していることから、報告書の内容に囚われず、 <u>かかり木処理の禁止事項に「元玉切り」による処理も追加すべきである。</u>	9
・ かかり木処理の禁止事項については、浴びせ倒し、かかっている木の伐倒のほか、 <u>元玉切りを追加するなど、かかり木、かかっている木を直接伐倒することを禁止事項として明記すべきである。</u>	1
元玉切りを禁止すべきではないとする御意見	1
・ かかり木処理も <u>元玉切りは技術として認めるべきである。技術の無い作業者が行うから事故につながる。ドイツでは、フォレスターを含め、技術として使っている。</u>	1

(2) 浴びせ倒し	3 (うち再掲1件)								
<table border="1"> <tr> <td>浴びせ倒しを禁止すべきとする御意見</td> <td>1 (うち再掲1件)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・かかり木処理の禁止事項については、<u>浴びせ倒し</u>、かかられている木の伐倒のほかに、元玉切りを追加するなど、かかり木、かかられている木を直接伐倒することを<u>禁止事項として明記すべき</u>である。(再掲) </td> <td>1 (うち再掲1件)</td> </tr> <tr> <td>浴びせ倒しを禁止すべきではないとする御意見</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・作業道から離れた場所でのかかり木処理は、簡易な牽引や人力での木回しだけで対処できない場合は、状況にもよるが<u>浴びせ倒しは有効な方策のひとつ</u>と考える。 </td> <td>2</td> </tr> </table>	浴びせ倒しを禁止すべきとする御意見	1 (うち再掲1件)	<ul style="list-style-type: none"> ・かかり木処理の禁止事項については、<u>浴びせ倒し</u>、かかられている木の伐倒のほかに、元玉切りを追加するなど、かかり木、かかられている木を直接伐倒することを<u>禁止事項として明記すべき</u>である。(再掲) 	1 (うち再掲1件)	浴びせ倒しを禁止すべきではないとする御意見	2	<ul style="list-style-type: none"> ・作業道から離れた場所でのかかり木処理は、簡易な牽引や人力での木回しだけで対処できない場合は、状況にもよるが<u>浴びせ倒しは有効な方策のひとつ</u>と考える。 	2	
浴びせ倒しを禁止すべきとする御意見	1 (うち再掲1件)								
<ul style="list-style-type: none"> ・かかり木処理の禁止事項については、<u>浴びせ倒し</u>、かかられている木の伐倒のほかに、元玉切りを追加するなど、かかり木、かかられている木を直接伐倒することを<u>禁止事項として明記すべき</u>である。(再掲) 	1 (うち再掲1件)								
浴びせ倒しを禁止すべきではないとする御意見	2								
<ul style="list-style-type: none"> ・作業道から離れた場所でのかかり木処理は、簡易な牽引や人力での木回しだけで対処できない場合は、状況にもよるが<u>浴びせ倒しは有効な方策のひとつ</u>と考える。 	2								
(3) かかられている木の伐倒	2 (うち再掲1件)								
<table border="1"> <tr> <td>かかられている木の伐倒を禁止すべきとする御意見</td> <td>1 (うち再掲1件)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・かかり木処理の禁止事項については、<u>浴びせ倒し</u>、かかられている木の伐倒のほかに、元玉切りを追加するなど、かかり木、<u>かかられている木を直接伐倒することを禁止事項として明記すべき</u>である。(再掲) </td> <td>1 (うち再掲1件)</td> </tr> <tr> <td>かかられている木の伐倒を禁止すべきではないとする御意見</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>かかられている木の伐倒は大変危険であるため、やむを得ない場合においてのみ合図者をつけ、裂け上がり防止の処置をとる</u>などしたうえで行うことがある。 </td> <td>1</td> </tr> </table>	かかられている木の伐倒を禁止すべきとする御意見	1 (うち再掲1件)	<ul style="list-style-type: none"> ・かかり木処理の禁止事項については、<u>浴びせ倒し</u>、かかられている木の伐倒のほかに、元玉切りを追加するなど、かかり木、<u>かかられている木を直接伐倒することを禁止事項として明記すべき</u>である。(再掲) 	1 (うち再掲1件)	かかられている木の伐倒を禁止すべきではないとする御意見	1	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>かかられている木の伐倒は大変危険であるため、やむを得ない場合においてのみ合図者をつけ、裂け上がり防止の処置をとる</u>などしたうえで行うことがある。 	1	
かかられている木の伐倒を禁止すべきとする御意見	1 (うち再掲1件)								
<ul style="list-style-type: none"> ・かかり木処理の禁止事項については、<u>浴びせ倒し</u>、かかられている木の伐倒のほかに、元玉切りを追加するなど、かかり木、<u>かかられている木を直接伐倒することを禁止事項として明記すべき</u>である。(再掲) 	1 (うち再掲1件)								
かかられている木の伐倒を禁止すべきではないとする御意見	1								
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>かかられている木の伐倒は大変危険であるため、やむを得ない場合においてのみ合図者をつけ、裂け上がり防止の処置をとる</u>などしたうえで行うことがある。 	1								
(4) その他	1								
<ul style="list-style-type: none"> ・かかり木の処理における禁止事項については、労働者にも義務付けるべきである。 	1								
2 「三 伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が四十センチメートル以上のものから二十センチメートル以上のものへ拡大するとともに、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口に加え適当な深さの追い口を作ることとする。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保することとする。」に係る御意見等	9								
賛成とする御意見	0								
反対とする御意見 (対象とすべき胸高直径・・・30cm 以上のもの: 1件、20cm より細いもの: 1件、14cm 以上のもの: 3件)	5								
その他	4								

3 「九 事業者に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務づけること。」に係る御意見等	9
賛成とする御意見	1
反対とする御意見	0
その他	8
4 「一 チェーンソーによる伐木作業等の特別教育を統合すること。」に係る御意見等	5
賛成とする御意見	0
反対とする御意見（統合による安全意識の低下を懸念：1件）	1
その他	4
5 上記以外の御意見等	40
合計	78

（2）安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）について：5件

賛成とする御意見	0
反対とする御意見（特別教育の時間数を増やすべきでない：1件）	1
その他	4
合計	5